

平成13年 臨時第4回

新得町議会会議録

開 会 平成13年10月31日

閉 会 平成13年10月31日

新得町議会

第 4 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 3 . 1 0 . 3 1)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 3 意見案第 9 号 牛海綿状脳症 (B S E) 対策に関する意見要望書...	5
閉会の宣告	6

平成13年第4回新得町議会臨時会

平成13年10月31日(水曜日)午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		町長行政報告
3	意見案第9号	牛海綿状脳症(BSE)対策に関する要望意見書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

意見案第9号 牛海綿状脳症(BSE)対策に関する要望意見書

出席議員(17人)

2番 藤井友幸 議員	3番 吉川幸一 議員
4番 千葉正博 議員	5番 宗像一 議員
6番 松本諫男 議員	7番 菊地康雄 議員
8番 斎藤芳幸 議員	9番 廣山麗子 議員
10番 金澤学 議員	11番 石本洋 議員
12番 古川盛 議員	13番 松尾為男 議員
14番 渡邊雅文 議員	15番 黒澤誠 議員
16番 高橋欽造 議員	17番 武田武孝 議員
18番 湯浅亮 議員	

欠席議員(1人)

1番 川見久雄 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 齊 藤 敏 雄

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
農	林	課	長	浜	田	正	利
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡	辺		美	恵
							子	

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、公務により、1番、川見久雄議員の1人です。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年臨時第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、9番、廣山麗子議員、10番、金澤学議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 10月15日、臨時第3回町議会以後の行政報告を行います。

同じ15日ではありますが、狩勝寿事業団の倉科功理事長の退任に伴いまして、新たに湯浅佳行氏が就任されまして、ごあいさつに来庁されております。

同じ日ではありますが、町道高校北通舗装工事入札を行いまして、落札をいたしております

また、10月19日には、JAの組合長並びに参事がまいりまして、牛海綿状脳症問題の本町での対応策につきまして、意見交換をいたしたところであります。

次ページ、10月20日には、懸案でありましたヌブントムラウシ林道の復旧工事が

終了いたしまして、開通いたしました。これは、昨年6月4日から土砂崩れによって通行止めとなっておりましたが、工事完了いたしましてヌプントムラウシ温泉にも利用可能となりました。早速利用者がたくさん訪れていたと聞いております。なお、本事業は、地元業者による施工でありまして、事業費総体では、4,960万円余りがかかったと報告を受けております。

また、10月22日には、牛海綿状脳症に係る十勝町村会としての道に対する要請を行いました。副知事ほか、関係各部長と会いまして、国がいろいろな対策を講じているわけではありますが、その対策の問題点といいたしましょうか、課題はいろいろあるわけでありまして、実際現地にそれを適用した場合には、ほとんど適用にならないとかですね、いろいろな課題がございますので、それらの具体的内容について、道を通じて、国に働きかけるように要請をしたところであります。

10月23日には、庁内等情報発信事務研究会の中間報告がございました。これは、庁舎内の若手職員13名による今後の情報の電子化、あるいはホームページの送受信の有効活用というふうなことについて、この間検討してきたわけではありますが、その中間報告を受けまして、更に今後引き続いて検討していくことになっております。

10月23日には、西十勝森林組合の再建問題に関連いたしまして、組合長並びに再建委員長ほかの関係者が来庁いたしました。この間の、若干の事情の説明があったわけでありまして、詳細については、別途町のほうに報告がなされるとお伺いしております。

10月26日には、レディースファームスクールの運営委員会を開催いたしました。これは、平成14年度第7期生の募集要項について、委員会の中で決定をいただきまして、明年は15名の募集をいたすことといたしております。

また、10月29日には、牛海綿状脳症の連絡対策会議を開催いたしました。町内の19の機関を招集いたしまして、今後のこの問題に対する情報の共有、あるいはまた、農業者に対する支援、肉骨粉対策、消費者対策、あるいは町民に対する啓発活動という当面いたします課題についてですね、この協議会の中で連携をとって対応していくことといたしております。

10月18日、いわゆるこの検査の安全宣言がでるまでの間、牛が全く動かない状態でありまして、これに伴う直接的損害額は、1億8,000万円余りと試算をいたしております。その後も依然として、牛の流通がですね、滞っている状態であります。したがって、今後の推移を見なければ分からないわけではありますが、本町におきまして、生産者段階だけの損害額でもですね、非常に大きな金額が出てくると考えておりまして、本町の農業、畜産の振興を考えると、一刻も早いこれらの解決が必要でありまして、今後ともいろいろな面で努力していかなければならないと考えております。

3ページにまいりまして、10月29日、30日にかけて、各般の会合がございまして、札幌に出張いたしました。

なお、この報告書に記載されておりませんが、ランニングコースで強化合宿をいたしております。専修大学のチームの皆さんがたが、今般の大会で優秀な成績を収めまして、念願の来年の箱根駅伝の大会に出場することが決定となりましたので、ご報告をいたしておきます。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

日程第3 意見案第9号 牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第3、意見案第9号、牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。吉川議員。

[吉川幸一議員 登壇]

◎吉川幸一議員 意見案第9号、牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書の提案理由について、ご説明いたします。

提案理由については、意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思いません。

次ページをお開きください。

牛海綿状脳症（BSE）対策に関する要望意見書。

我が国で初めて、牛海綿状脳症（BSE）患畜が発生したことにより、消費者は食肉等の安全性に、酪農・畜産経営者は経営の見通しに大きな不安を抱いております。

風評被害による牛肉消費の落ち込みなどにより、酪農・畜産分野の十勝管内全体の経済損失が196億円と予想されるなど、生産、流通、小売りを含めて、十勝経済全体に深刻な影響を広げており、当町においても被害甚大であります。

十勝の基幹産業として極めて重要な位置を占めている酪農・畜産の安定的な発展を図るため、次の事項について迅速かつ効果的な対策を講じられるよう強く要望いたします。

1、風評被害により、牛肉価格が暴落しており、全頭検査以前に処理された牛肉の買い上げ、調整保管を国の責任において実施すること。

2、調整保管をした牛肉については、消費者の不安を取り除き牛肉の需用拡大を図るため、市場には戻さず焼却処分とすること。

3、牛肉並びに個体価格の低落や出荷自粛による経費の増大など、酪農・畜産農家が被った損失に対して補てん措置を講ずること。

4、牛の特定危険部位及び肉骨粉の焼却処理については、と畜場設置者及び自治体等の焼却施設管理者に適切な焼却方法を示すこと。

また、その処理費及び緊急的な施設整備に対して財政支援を行うとともに、専用焼却施設の設置など恒久的な態勢の整備を図ること。

5、全頭検査処理が迅速に進むよう、検査員の増員や検査機器の増設など、検査体制の充実を図ること。

また、出荷自粛による農場での滞留牛の早期解消を図るため、と畜場での処理能力の増強が図られるよう必要な措置を講ずること。

6、大家畜経営維持資金の市町村利子補給分については、交付税で措置すること。

7、消費者、学校給食関係者や関連業界に対し、牛海綿状脳症（BSE）に関する正しい知識の普及や食肉検査等の情報の的確な提供に努めて、牛肉の安全性の理解促進と需用の拡大を図る対策を講じるとともに、地域で取り組む安全広報活動と消費拡大の活動に対し財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成13年10月31日。北海道新得町議会議長、湯浅亮。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[吉川幸一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより意見案第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、意見案第9号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成13年臨時第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時15分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員